平成２７年２月　９日
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

１　指名停止措置対象業者名及び住所
　株式会社　林産商会
　栃木県矢板市塩田２２９

２　指名停止期間　　自　平成２７年　２月１０日
　　至　平成２７年　３月　９日（１ヵ月間）

３　指名停止の理由
　株式会社林産商会は、平成２６年１０月２４日付けで関東森林管理局塩那森林管理署長と契約した「平成２６年度景観形成伐採事業」において、事業区内（１４５林班い5小班）の保残木（ヒノキ生立木外１１９本、材積６．２６㎥）を誤って伐採した。
　このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和５９年６月１１日５９林野経第１５６号）別表第１第２号（過失による粗雑工事）に該当するため。

【問い合わせ先】
関東森林管理局経理課　電話 027-210-1149
担当：行政専門員